

答申個第11号

平成25年8月14日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 市川 正人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年11月22日付け南福護第159号及び159-2号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の記載内容についての個人情報非訂正決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第14号及び第15号）

1 審査会の結論

実施機関が行った，個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は，実施機関に対して，京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定により，次の2件の個人情報の訂正を請求した。

ア 平成24年10月4日付け請求（以下「本件請求1」という。）

京都市生活保護法施行細則第3条第1項第4号に規定する保護経過記録票（以下「保護経過記録票」という。）のうち，平成21年12月11日付け最終行の記載にある「（主）「分かりました。」」の削除を求める訂正請求を行った。

イ 平成24年10月5日付け請求（以下「本件請求2」という。）

保護経過記録票のうち，平成22年3月1日付けの記録のうちの3ないし7行目にある医師の発言の記録の削除を求める訂正請求を行った。

- (2) 実施機関は，2件の訂正請求に対し，個人情報の訂正を行わないとの個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成24年11月8日付けで，その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

本件請求1に係る非訂正理由

訂正を求めている内容について，当該担当職員に確認したところ，記載内容に誤りはない旨の回答があったため。

本件請求2に係る非訂正理由

訂正を求めている内容について，当該医師に確認したところ，記載内容に誤りはない旨の回答があったため。

- (3) 異議申立人は，平成24年11月13日付けに，本件処分を不服として，行政不服審査法第6条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報非訂正決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

京都市生活保護法等施行細則第3条第1項(4)に規定される保護経過記録票は、福祉事務所長が、被保護者につき、書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない公文書である。各福祉事務所では、以下の目的を持って運用、作成している。

ア 保護経過記録票の主たる目的

- (ア) 保護の適格性の根拠を明確にするための具体的事実を記録する。
- (イ) 被保護者の自立助長への支援の経過と方針を記録する。

イ 保護経過記録票の付随した目的

- (ア) 現業活動を復命する。
- (イ) 記載内容に基づいて査察指導員から査察指導を受ける。
- (ウ) 内外の関係機関との連携を明確にする。

なお、異議申立人は、本件公文書の写しを平成22年8月10日付けの個人情報開示請求において入手している。

(2) 実施機関の判断について

ア 本件請求1について

実施機関は、本件請求1を受け、保護経過記録票の当該部分を記載した担当職員に対して、平成24年11月1日付けで、以下の点を確認した。

- (ア) 保護経過記録票の作成については、時間的順序に沿って記録し、特に異議申立人の発言については、言語等をできる限り直接的な表現で記載することを心がけていた。
- (イ) 異議申立人は、担当職員の説明に対して、コメントを行うことはなく、「分かりました」という表現を行った。担当職員は、異議申立人が担当職員の説明を了解したと判断したが、異議申立人は、別途の京都府知事に対する審査請求においてこれを否定している。

仮に、異議申立人のこのような主張に立てば、説明内容を理解したという意味であるのか、福祉事務所の結論について承諾したという意味であるのかは、厳密には判断できないことになるが、「分かりました」と発言したのは紛れもない事実である。

- (ウ) 保護経過記録票の異議申立人の発言の記載内容は、面接時に担当職員が聴取した内容をそのまま記録したものであり、誤りないものである。

イ 本件請求2について

- (ア) 実施機関は、本件請求2を受け、保護経過記録票の当該部分の発言を行った医師に対

して、平成24年10月23日付けにて、保護経過記録票を提示し、記録内容について確認を求めたところ、当該医師から次のような見解を示された。

「異議申立人の長男が、執拗に特定の治療方法を求めてきたため、平成22年3月1日付け記録の21行目から23行目の記録内容の発言をしたことは、不適切なものであったと言えるが、発言内容については、事実である。」

(イ) 当時、当該医師から意見聴取を行った経緯は、次のとおりである。

異議申立人は、前医療機関に対しカルテの開示請求を行い、そのコピー代について医療扶助の対象とするよう、生活保護費の支給申請を行った。通常、医療機関の変更に伴う医療情報の提供については、患者から前医療機関からの紹介状の提出を得て、必要な情報は、双方の医療機関間で行われるものであり、患者に対しカルテのコピーの提出を求めることはない。

そこで、念のため実施機関から、当該医師に対して、異議申立人に対し、前医療機関のカルテのコピーの提出を求めたかどうかを問い合わせたものである。

(ウ) 当該医師の発言内容について、保護経過記録票の3行ないし7行の記載内容は、結論をまず述べ、8行目以下に当該医師が結論に対する説明を加えているものである。

ウ 本件請求1及び本件請求2における保護経過記録票の記載内容になんら誤りはなく、異議申立人は、主観的な理解による推測を以て、訂正を求めている。本件公文書は、上記2(1)で述べた実施機関の業務遂行の目的に基づき、組織として適正に作成したものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 異議申立人は、京都市南福祉事務所長（以下「原処分庁」という。）に対して、診療情報提供費用の支給に係る申請書を提出したが、原処分庁は、生活保護決定通知書により却下した。そこで、異議申立人は却下決定を不服として、京都府に対して審査請求書を提出した。その後、審査請求の審理において、原処分庁から弁明書及び再弁明書が提出されている。

実施機関は、「(主)分かりました。」の意味について、弁明書及び再弁明書において異議申立人が申請書を取り下げた旨と説明している。しかしながら、異議申立人は、ケース記録に係る最終行に記載された「(主)「分かりました。」」を知らないばかりか、平成21年12月12日付けで担当ケースワーカー宛ての手紙において申請書の受付印ミスの中で是正を求めている中、申請書を取り下げる行為自体、客観的に鑑みてあり得ない上に、却下決定の取消しを求めて審査請求で争っている中で申請書の取下げなど客観的に鑑みてあり得ないばかりか合理性にも欠ける。

申請書における審査を避ける為に異議申立人が申請書を取り下げたことに偽装することで実施機関がケース記録に対して虚偽記載を行ったものと推認する。

(2) 異議申立人は、ケース記録に係る3ないし7行目に記載された削除請求内容（以下「削除請求内容」という。）を知らないばかりか、異議申立ての長男の参考人陳述書においてケース記録に係る削除請求内容と異なる意見を得ている。そもそも、医師法第19条第1項の規定により医師は正当な事由がなければ診療治療の求めを拒めないで、削除請求内容が正しいと認めるのであれば、当該医師が医師法違反を自認したことになるので非訂正決定の信憑性に欠ける。

非訂正決定の「訂正をしない理由」について、担当部局の職員による客観的な証拠書類も提示していない中で訂正請求を拒否する合理性があるとは言えない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件訂正請求の対象となった個人情報について

本件訂正請求の対象となった個人情報は、京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定される保護経過記録票に記載された、実施機関の職員が異議申立人から聞き取った発言（本件請求1）及び医師から聞き取った発言（本件請求2）の記録である。

(2) 個人情報訂正請求について

条例第24条に規定されている個人情報訂正請求は、実施機関が保有する個人情報に事実についての誤りがあった場合、そのことによって本人に不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害したりするおそれを防止するために保障されているものである。

この個人情報訂正請求制度の趣旨に基づき、以下、検討する。

(3) 本件請求1について

ア 実施機関は、当該部分は異議申立人との面接時に聴取した内容をそのまま記録したものであり、「分かりました。」の意味について、実施機関と異議申立人の方で捉え方の違いはあるかもしれないが、「分かりました。」と発言したことは紛れもない事実であると主張する。

イ これに対し、異議申立人は「分かりました。」と述べた事実はなく、そもそも、平成21年12月12日付け担当ケースワーカー宛ての手紙において、申請書の受付印ミスの中で是正を求めているにもかかわらず、平成21年12月11日に申請を取り下げることは客観的にもあり得ないと主張する。

ウ 当審査会としては、「分かりました。」という言葉は、相手方の発言を了解したことを意味する場合もあるが、相手方の発言の事実を認識した意味にも取れるものであることから、異議申立人の主張をもってしても、実施機関の説明が特に不合理であるとは言えないと考える。

また、当審査会が当該発言前後の保護経過記録票を確認したところ、「分かりまし

た。」との発言を理由に申請を却下したのではなく、上記イの異議申立人の手紙を受け、カルテのコピーを発行した医療機関から事情を聴取のうえ決定したものであると認められ、当該記載の存在により、異議申立人が不利益を被るものではない。

以上から、当該記載を削除すべき理由はないと判断する。

(4) 本件請求2について

保護経過記録票の当該部分は、実施機関の職員が医師から聞き取った内容を記録したものである。

異議申立人は、削除請求内容が正しいと認めるのであれば、当該医師が医師法違反を自認したことになるので非訂正決定の信憑性に欠けると主張する。当審査会は、削除請求内容が医師法違反に当たるかどうかの判断を行う立場にはないが、保護経過記録票は、万が一、医師が虚偽を述べていたとしても、医師の発言内容をそのまま記録しなければならない性質の文書である。

そして、実施機関は、改めて当該医師に確認したところ、記述に誤りはないとの回答を得ているとのことであるから、削除請求内容を削除すべき理由は見当たらない。

なお、異議申立人が提出した補正書に添付された平成24年10月29日付け参考人陳述書においても、病院の医師が、診療情報を知らないので異議申立人が求める治療方法の検討ができない状態であり、診療情報を用意して頂けるのであれば検討を行っても構わないと述べたとされているだけで、カルテのコピーの提出が必要であると述べたとの記述はなく、当該参考人陳述書は、条例第25条第2項に規定する「請求する訂正の内容が事実と合致することを証する」ものとは言えない。

(5) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

また、異議申立人より参考人招致の申立書が提出されたが、参考人の陳述の必要性はないものと認めた。

(6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年11月22日 諮問（諮問個第14号及び第15号）

12月20日 実施機関からの理由説明書の提出

平成25年 3月13日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第11回会議）

7月10日 審議（平成25年度第3回会議）

8月14日 審議（平成25年度第4回会議）

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 市川 正人）